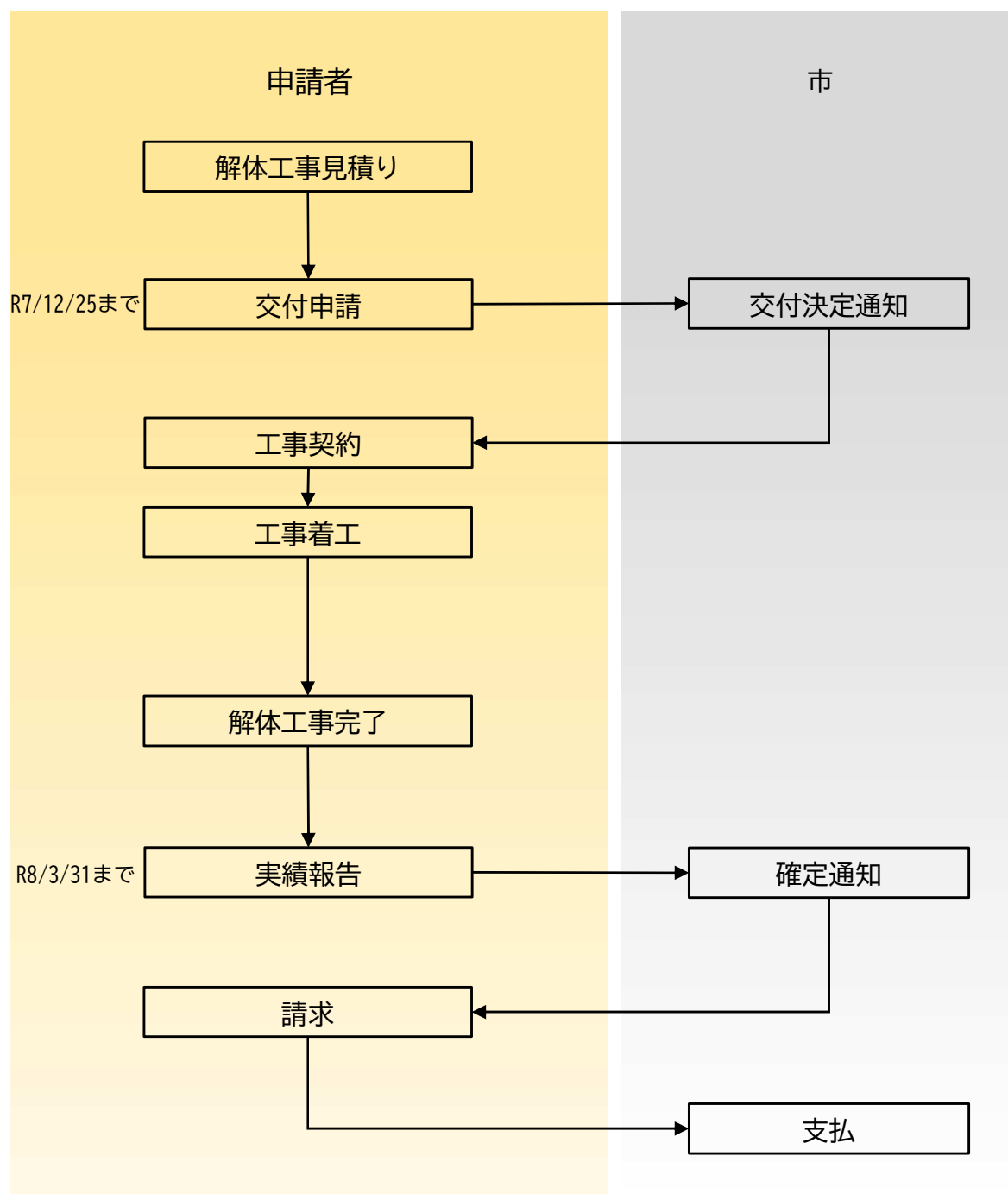


旧耐震住宅建替除却支援事業 申請フロー

○手続きの流れ



○諸注意

- ・ 交付決定通知の日より前に解体工事の契約を締結した場合は、補助対象となりません。
- ・ 新築工事については、完成が次年度以降になっても問題ありませんが、解体工事は申請年度内（3月31日まで）に完了し、同日までに実績報告書を提出する必要があります。
- ・ 新築住宅の建築確認済証は申請年度の3月15日までに取得する必要があります。
- ・ 解体工事の施工業者（契約業者）は市内業者である必要があります。
- ・ 新築工事を行った後に既存住宅を解体する場合、新築住宅を取得（所有権保存登記）した日から6か月以内に交付申請を行ってください。